

中立評価料金規則

平成26年9月1日改訂・施行

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人ソフトウェア情報センター（以下「センター」という。）の仲裁、中立評価、単独判定及び和解あっせん事務規程（以下「事務規程」という。）第16条第2項の規定に基づき、中立評価料金の支払いについて必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、事務規程及び中立評価手続規則において使用する用語の例による。

(料金の種類)

第3条 紛争の当事者から徴収する料金は、次のとおりとする。

- (1) 申立手数料
- (2) 期日手数料
- (3) 中立評価手数料
- (4) その他の費用

(申立手数料)

第4条 申立人は、センターに対し、中立評価手続申立書を提出する際に、別表に掲げる申立手数料を納付しなければならない。但し、和解あっせん後中立評価手続きについてはこの限りではない。

- 2 申立手数料は、中立評価手続の申立てを受理した後は返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、中立評価人が選任される前までに申立てを取り下げたとき又は相手方が応諾しないときは、第1項で納付された金額から1万円（税抜き）を差し引いた額を返還する。
- 4 申立人は、申立額を増額した場合、元の申立額に該当する申立手数料との差額を支払わなければならない。

(期日手数料)

第5条 当事者は、センターに対し、中立評価手続の期日又は準備期日について、それぞれの期日が開催される前までに、それぞれ別表に掲げる期日手数料を納付しなければならない。

- 2 一方の当事者が、他方の当事者の期日手数料を負担する旨をセンターに対して同意し、他方がこれに異議を述べない場合には、一方の当事者は、自らの料金に加えて他方当事

者の期日手数料を納付しなければならない。

- 3 当事者間に期日手数料の負担割合についての合意がある場合には、合意した負担割合に基づき、期日手数料を納付しなければならない。

(中立評価手数料)

第6条 当事者は、中立評価がなされた場合には、センターに対し、別表に掲げる基準により算出した中立評価手数料を、第3項の規定に従って定める負担割合により、共同して納付しなければならない。

- 2 製造、販売、輸入等の差止の場合で、紛争の請求額が明確でない場合、表面上の請求額が極めて多額に上る場合又は算定不能の場合は、センター長は、中立評価人の意見を聴いて、事案の内容、背景、当事者の事情、中立評価の経緯その他の事情を勘案して、別表に掲げる請求額の金額のいずれかを紛争の請求額とみなして中立評価手数料を算定することができる。
- 3 中立評価人は、中立評価手数料に関する当事者間の負担割合について、これを中立評価判断時に定め、これを両者に告知し、中立評価書に記載する。
- 4 中立評価手数料の納付額に金1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 中立評価手数料は、中立評価書の送達前に納付しなければならない。

(その他の費用)

第7条 中立評価の審理に要する、速記、通訳、翻訳、鑑定等の費用、証人の日当、仲裁人等が出張したときの旅費、日当、宿泊費及び会議室借料、その他の諸費用については、費用発生時に中立評価人が暫定的に申立人又は相手方の負担額及び負担割合を定め、各当事者はそれに従ってセンターに諸費用を納付しなければならない。

- 2 中立評価人は、前項に規定する費用について、あらかじめ当事者に概算額及び積算内訳を提示し、その内容について当事者から同意を得なければならない。
- 3 中立評価人は、中立評価手続の終了するときに当事者の置かれた状況、事案の性質その他の事情を勘案して、これらの費用について当事者の負担額及び負担割合を変更することができる。

(納付の方法)

第8条 紛争解決センターに対する金員の納付は、同センターの指定する銀行口座への振り込みにより行うものとする。

(消費税に相当する額)

第9条 この規則で定める料金の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき

紛争解決センターの役務に課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から適用する。

別表

申立手数料 (第4条)	1件につき	5万円に、申立額に応じて下記計算式により算出した額を加えた額 ・申立額が1,000万円までの部分：5万円 ・申立額が1,000万円を超え10億円までの部分：100万円ごとに3,000円 ・申立額が10億円を超える部分：500万円ごとに10,000円	
期日手数料 (第5条)	1当事者が1回につき	10万円	
中立評価 手数料 (第6条)	1件の 紛争請 求額に つき(A は紛争 請求額)	500万円以下	12万円
		500万円超-1,500万円以下	12万円+ (A-500万円) ×0.025
		1,500万円超-3,000万円以下	37万円+ (A-1,500万円) ×0.02
		3,000万円超-5,000万円以下	67万円+ (A-3,000万円) ×0.015
		5,000万円超- 1億円以下	97万円+ (A-5,000万円) ×0.012
		1億円超 - 10億円以下	157万円+ (A-1億円) ×0.0085
		10億円超 - 50億円以下	922万円+ (A-10億円) ×0.002
	50億円を超える場合	運営委員会が定める	
請求金額の算定ができない場合、1件につき800万円を請求金額とみなす(第6条2項)。 *事案に応じて減額することができる。			
会議室借料	1期日に使用する借料(3部屋)	9万円	

*上記料金には、消費税は含まれていない。